2025/3/21 No.735 発行
無断転載・加工禁止
※教員研修等にお役立てください。

教職研修資料

[発行]教育開発研究所
東京都文京区本郷 2-15-13
TEL (03)3815-7041
FAX (0120)462-488

■教育行政のポイント

給特法等の一部改正案の国会提出

小川　正人

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

政府は、教職調整額10%増等を盛り込んだ、給特法※等の一部を改正する法律案（以下、一部改正法案）を閣議決定（2025年２月７日）し、通常国会に提出した。政府は、今通常国会での成立を期している。

一部改正法案は、①学校の働き方改革の一層の推進、②主務教諭の創設、③教員の処遇改善をカバーし、給特法の他、関連する地教行法等も一部改正されることになる。本稿では紙幅の関係上、①と③を紹介する。

働き方改革推進のための改正案

①給特法の一部改正案は以下の通りである。

(1)　７条の指針内容に業務量管理だけでなく新たに「健康確保措置」を加え、「業務量管理・健康確保措置」に関する指針を文科大臣が定めること（７条２項）

(2)　新条文に８条（業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等）を設け、教委に実施計画の策定義務（１項）と、実施計画に盛り込む事項（目標、内容、その他必要事項）を明示したこと（２項）

(3)　実施計画の策定、変更等は公表し、総合教育会議に報告すること（８条３項）

(4)　教委は、毎年度、実施計画の実施状況を公表するとともに総合教育会議に報告すること（８条４項）

(5)　都道府県教委は、市区町村教委に対し、実施計画の策定、その円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めること（８条５項）

加えて、公立学校が学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、実施計画に適合するよう義務付け（学校教育法42条）、また、学校長が学校運営協議会の承認を得ることになっている学校運営に関する「基本的な方針」に、実施計画の内容を含めること（地教行法47条の５）等、学校における実施計画の確保を図るような関係法改正案となっている。

市町村への一層の支援が不可欠

文科省「令和６年度　教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」（公表：令和６年12月）等からも明らかなように、学校の働き方改革の取組やその実施状況の公表、総合教育会議との連携・協働は、総じて市町村が遅れている。

一部改正案は、とくにそうした市町村の取組強化を図ることが意図されているように思われる。一部改正法案にその効果を期待したいが、他方で、人的・財的等の資源が乏しい市町村の取組を促し成果をあげるには、国と都道府県による市町村への個別具体的な支援も欠かせない。

教職調整額の増額と学級担任手当

③教員の処遇改善に関係する給特法と教育公務員特例法の一部改正案は以下の通りである。

(1)　教職調整額を10%まで段階的に引き上げる（給特法３条１項、附則２項）（幼稚園教員を除く）、ただし指導改善研修を受けている教員には調整額を支給しない（給特法３条、５条）

(2)　義務教育等教員特別手当については、校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性等を考慮して条例で定める（学級担任への加算を想定）（教育公務員特例法13条）

学級担任手当に関しては、複数担任制等を実施している自治体・学校から懸念の声があがったが、中教審答申では、「複数の教師で学級担任業務を分担している場合には、給与負担を担う都道府県・指定都市の判断により、その分担に応じて支給することなども考えられる」としていたことから、国会審議では自治体の判断を尊重することの確認が必要である。

（おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授）
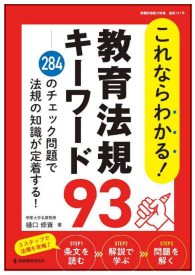
● 284 のチェック問題で知識が定着する！ ●
これならわかる！教育法規キーワード93
樋口修資【著】　A5 判／定価 2,420 円
■本の詳細の確認およびご注文は、右ＱＲコードより小社ホームページをご利用ください。